



〔注1〕 鑑定の円滑な実施に関する協議

- ・ 鑑定の必要性、鑑定事項について協議し、鑑定の前提事実を確認する。
- ・ 鑑定方式（必要に応じて、複数の鑑定人の指定や、アンケート方式など）を選択する。
- ・ 鑑定人に提供する資料（当事者が作成に協力。事案概要書、診療経過一覧表、証拠資料等）について検討する。

〔注2〕 鑑定の採用・鑑定人の指定

- ・ 鑑定人指定の前に、当事者に対し鑑定人候補者に関する情報を開示し、意見を聴く。

〔注3〕 鑑定人との打合せ

- ・ 鑑定人に対し必要事項（鑑定手続の概要、鑑定書の記載方法等）を説明する。
- ・ 鑑定事項について、鑑定人の意見を聴き、その意見に基づき、必要な場合には、鑑定事項を修正する。
- ・ 鑑定のために必要な資料について確認する。
- ・ 鑑定人の意見を聴いて、鑑定書の提出期間を定める。

〔注4〕 テレビ会議の活用

- ・ 現行法下でも、進行協議期日や弁論準備手続の期日については、テレビ会議を利用して裁判所以外の場所（医療機関等）と受訴裁判所を結ぶことによって、鑑定人がこれに関与する運用がされている。

〔注5〕 鑑定書の内容の検討方法に関する協議

- ・ 当事者が、鑑定書についての意見書や参考資料等を提出して、鑑定書の内容について議論する。
- ・ 鑑定人に対する質問の必要性やその方法（補充鑑定書の提出、新しい鑑定人尋問（鑑定人による鑑定書の説明）、フリートーキングの説明会）について議論する。
- ・ 当事者と裁判所が協力して質問事項書を作成し、鑑定人に対し事前に送付する。

〔注6〕 新しい鑑定人尋問（鑑定人による鑑定書の説明）

鑑定人尋問は、鑑定書の内容の正確な把握や疑問点の解消を目的として行われるものであり、鑑定人尋問の対象、内容及び方法についても、そのような目的を達成するのにふさわしいものとする。

- 1) 対象  
鑑定書における専門的な判断
- 2) 内容  
裁判所や当事者の疑問点や確認したい点について、鑑定人に対し説明を求める。
- 3) 方法
  - ・ あらかじめ鑑定人に送付してある質問事項書に沿って、裁判所や当事者から説明を求めることが基本となる。
  - ・ 一問一答方式ではなく、ある程度包括的な自由叙述方式で説明する。
  - ・ 宣誓は不要とし、ラウンドテーブル法廷を使用するなど、自由な議論ができる雰囲気の下で行う。

〔注7〕 フリートーキングの説明会

- ・ 進行協議期日等を利用して行う。
- ・ 鑑定人による口頭説明（あらかじめ鑑定人に送付してある質問事項書に沿ったもの）とそれに対する質疑応答という形でフリートーキングを行う。